不法投棄は犯罪です

問 環境保全課 ☎65・6513

不法投棄とは、山林や河川、道路、琵琶湖岸などに、家電製品などの粗大ごみや家庭ごみ、事業活動に伴って生じたごみなどを捨てる行為です。

不法投棄が行われると、まちの美観が損なわれ、悪臭や周辺の土壌・水の汚染など様々な自然環境に悪影響をもたらす場合があります。

不法投棄の罰則

不法投棄した場合は、廃棄物の処理および清掃に関する法律により罰則が科せられ、行為者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処せられ、または併科されます。また、法人にあっては、1億円以下の罰金に処せられます。

土地所有者の皆さんへのお願い

土地・建物の所有者・管理者は、その場所を清潔に保つよう努めてください。もしごみが捨てられ、行為者が特定できない場合は、自らの責任で処理しなければならなくなります。

そのため、不法投棄への防止対策が重要となります。不法投棄やポイ捨てを未然に防ぐためには、啓発看板を付けたり、日ごろから簡単に人が立ち入りできないようにするなど、ごみを捨てられにくい場所づくりが必要です。

地域の不法投棄防止活動を支援します

①きれいなまちづくりパートナーシップ事業

不法投棄を未然に防止するため、次に定める活動に取り組む自治会等に対して補助金を交付します。

【要　件】

○不法投棄防止パトロール　年10回
○散乱ごみの収集　年2回
○不法投棄防止のための周辺環境の整備または啓発活動　年1回

【補助金額】

上限15万円

※補助金の対象となる経費等、詳しくは、事前に担当課までご相談ください。

②自治会への啓発看板の配付

ポイ捨て禁止の啓発看板等を配布しています。配付を希望する自治会は、担当課までお越しください。

※配付できる枚数には限りがあります。また、看板の設置に必要な手続き等は、各自治会でお願いします。

野焼きは法律で禁止されています

問 環境保全課 ☎65・6513

一般家庭や事業所から出るごみを畑やドラム缶などで焼却処理する野焼きは、法律により原則禁止され、罰則もあります。

ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康にも悪影響が出る可能性があります。

野焼きは、法律上の規制もありますが、近隣に迷惑をかけないということが重要であり、例外とされている野焼きの場合であっても、**周辺から煙や悪臭で苦情が寄せられた場合は、中止や焼却方法の指導等の対象**となります。風向き等も考慮してください。

禁止の例外

○風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：どんど焼きなど地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却）
○農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例：農業者が行う稲わらなどの焼却、漁業者が行う漁網等に付着した海産物の焼却）
○たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（例：たき火、暖をとるための落ち葉や薪の焼却、バーベキュー）
○国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
○震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

野焼きの罰則

違反した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により罰せられ、行為者は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、またはこの併科に処せられます。また、法人にあっては、3億円以下の罰金に処せられます。

※火災の危険性がある場合は消防署へ、産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物）の焼却や常習性がある等の悪質な場合には、警察署へ連絡してください。

経済センサス活動調査を実施します

問 政策デザイン課 ☎65・6542

全国一斉に6月1日を基準日とした経済センサス活動調査が実施されます。

この調査は、事業所・企業の経済活動を全国的および地域別に明らかにし、事業所・企業を対象とした各種統計調査の基礎データを得ることを目的としています。

対象の事業所・企業へは、5月中旬以降に調査票を配布します。できる限りインターネット（パソコン・スマートフォン）でのご回答をお願いします。

※この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査結果を統計以外の目的に使用することは固く禁じられており、税金の徴収等に使われることはありません。

公共施設マネジメント推進委員を募集します

問 財政課財産活用政策室 ☎65・1717

行財政運営の健全化を図るため、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う公共施設マネジメントについて審議する委員を募集します。

【募集人数】

1人（応募多数の場合は、選考で決定）

【任　期】

委嘱日～令和5年3月31日

【募集期間】

5月6日（木）～20日（木）

【応募資格】

次の全てを満たす人

①4月1日現在、市内在住または在勤の18歳以上の人
②国・地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人
③平日、日中の会議でも出席できる人（年間3回程度開催予定）

【応募方法】

所定の応募用紙に必要事項を記入し、直接または郵送、FAX、メールで担当課までお申し込みください。

※応募用紙は担当課にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

軽自動車税の減免申請は5月末までです

問 税務課 ☎65・6508

①しょうがいのある人の軽自動車税（種別割）の減免申請を受け付けます

【対象者】

4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪車・小型特殊自動車等の所有者で、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた人（等級などの要件があります）

【申請方法】

申請要件（所有者・運転者・使用目的・等級など）、必要書類などがありますので、事前に担当課にお問い合わせ、または市ホームページをご確認ください。

※昨年度減免を受けている人で車両等に変更がない場合は、3月31日（水）までに事前申請済みの人は不要です。

【受付期間】5月6日（木）～31日（月）

②納税証明書は車検に必要ですので大切に保管してください

軽自動車の車検時に「納税証明書」が必要です。納税証明書は次のとおり納付方法ごとに異なりますので、ご確認ください。

○納付書払い

領収書の右側に記載しています。

○口座振替

6月中旬に郵送します。

○各種キャッシュレス払い

税務課（本庁舎1階）、北部振興局くらし窓口課、各支所窓口で交付します。ただし、即日交付ができない場合がありますので、車検用納税証明書がすぐに必要な場合は、納付書で納付してください。

▲市ホームページ（キャッシュレス払いの種類はこちらをご覧ください）

子育て情報は「子育て応援アプリ ながまるキッズ！」で便利にゲット！

イベントの情報や子育て関連施設情報、行政サービスの情報など、子育てに便利な情報が満載です。ぜひご利用ください。

便利ポイント

★子育ての最新情報がプッシュ通知で届くので、見逃すことがありません。
★パパママ・リフレッシュ託児などの予約が簡単にできます。